

千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

○千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例施行規則（令和6年千葉県公安委員会規則第6号）

改正後	改正前
<p>(確認の方法等)</p> <p>第12条 条例第12条第1項第1号の規定による確認は、身分証明書、運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードその他の相手方の住所、氏名及び年齢又は生年月日を証する資料（一を限り発行又は発給をされたものに限る。以下「身分証明書等」という。）の提示を受け、又は相手方以外の者で相手方の身元を確かめるに足りるものに問い合わせることによりするものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(確認の方法等)</p> <p>第12条 条例第12条第1項第1号の規定による確認は、身分証明書、運転免許証、<u>国民健康保険被保険者証</u>、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードその他の相手方の住所、氏名及び年齢又は生年月日を証する資料（一を限り発行又は発給をされたものに限る。以下「身分証明書等」という。）の提示を受け、又は相手方以外の者で相手方の身元を確かめるに足りるものに問い合わせることによりするものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>